

くらしの情報

No. 236

2016 年 11 月号

編集発行：新宿区立新宿消費生活センター TEL：03-5273-3834

平成28年
12月1日から

衣類の「取扱い表示」が変わります！

新しい記号の意味をマスターして、洗濯上手に

平成 28 年 12 月 1 日から衣類の「取扱い表示」が新しい日本工業規格(JIS) の記号に変わります。国際規格 (ISO) と同じ記号を使うので、国内外で洗濯表示が統一されることになり、海外で購入した繊維製品の取扱いなどを円滑に行えるようになります。豊かな衣生活を送るためにも、表示記号の意味を理解して、適切に衣類を取り扱しましょう。

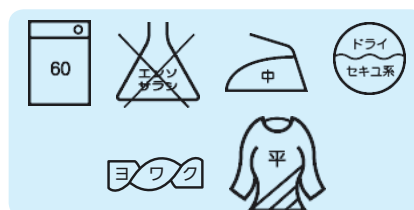
新しい「取扱い表示」のポイント

新 JIS では、記号の種類が 22 種類から 41 種類に増え、繊維製品の取扱いに関するよりきめ細かい情報が提供されるようになります。

- ① 5 つの「基本記号」と、「付加記号」や「数字」の組み合わせで構成されます。
- ② 「付加記号」や「数字」は、取扱い方の上限を表しています。
上限表示とは…衣類に損傷を与えない取扱い方の限度を表示しています。これ以上の強さで操作すると損傷につながります。
- ③ 塩素系漂白剤だけでなく、酸素系漂白剤の内容が追加になります。
- ④ 家庭でのタンブル乾燥機の表示が追加になります。
- ⑤ ドライクリーニングのほかにクリーニング業者のためのウェットクリーニングが追加になります。

表示例

現行の
洗濯表示



新しい
洗濯表示



注：両者の表示は同じ取り扱い方法を意味するものではありません。

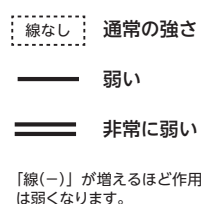
5 つの基本の記号



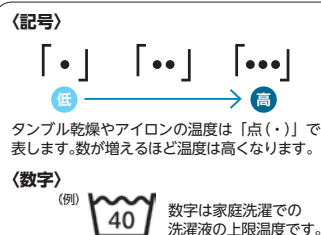
* 上記の順に表示されます。

付加記号と数字

〈強さ〉
基本記号の下に付加



〈温度〉
基本記号の中に付加



〈禁止〉



新しい「取扱い表示」の記号と意味

洗濯の仕方



家庭での洗い方(洗濯機洗い、手洗い)です。
「40」などの「数字」は洗濯温度の上限温度です。

「-」は「線なし」よりも、弱く
「=」はさらに弱い洗濯機での洗い方です。



「手洗い」をします。上限温度は40℃です。

* 手洗いとは「押し洗い」、「振り洗い」、「つかみ洗い」など、手で優しく洗う方法です。



家庭での洗濯はできません。

漂白の仕方



塩素系漂白剤も酸素系漂白剤も使えます。

酸素系漂白剤のみが使えます。



漂白剤は使えません。

乾燥の仕方

●タンブル乾燥



「点(・)」は乾燥温度を表します。
「点・」はヒーターを「強」などに設定します。
「点・」はヒーターを「弱」などに設定します。



タンブル乾燥はできません。

●自然乾燥



つり干しします。

* ハンガーにかけるか、小物干しなどに吊るして干します。



平干しします。

* 平らな場所に広げます。

四角の中の「|」「-」は脱水後、「||」「=」は脱水せず(絞らず)に干します。



「斜線」はひさしや屋根を表しているので陰干しします。

アイロンの掛け方



アイロンを掛けることができます。
「点(・)」はアイロンの底面温度の上限を表します。
「点・」は200℃(高温)
「点・」は150℃(中温)
「点・」は110℃(低温)までです。



アイロンを掛けられません。

クリーニングの種類

クリーニング店での洗い方

●ドライクリーニング



パークロロエチレンなどの溶剤を使用します。

* いずれも「-」は「線なし」よりも弱い洗い方です。



石油系溶剤を使用します。



ドライクリーニングはできません。

●ウェットクリーニング



ウェットクリーニングができます。

* 「-」は「線なし」よりも弱く、「=」は更に弱い洗い方です。



ウェットクリーニングはできません。



ISO(国際規格)の記号に統一し、世界で共通に使用できるようにしたため、記号内に日本語は記載できません。そのため、記号だけでは伝えられない表示者などからの参考情報は、簡単な言葉で記号の近くに記載される場合があります。よく読んで、衣類の取扱いの参考にしましょう。

参考サイト

- 経済産業省・消費者庁「衣類の新しい「取扱い表示」」
<http://www.meti.go.jp/press/2015/10/20151007004/20151007004-3.pdf>
- 消費者庁 新しい洗濯表示
http://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/household_goods/laundry_symbols.html
- 記号をよく見て洗濯上手に! 新しい洗濯表示の記号(政府インターネットテレビ)
<http://nettv.gov-online.go.jp/prg/prg13746.html>



クリーニングトラブルの 解決方法と未然防止のために



大切な服をクリーニングに出して引き取りに行ったら、シミがついていたり穴があいてたり…という経験はありませんか。消費生活センターには、型崩れ、変色、収縮、破損、紛失など様々なクリーニングトラブルの相談が寄せられます。トラブル後の対処法も大切ですが、トラブルに遭わないための注意も必要です。

Q

約1年前に購入した冬物紳士スーツ上下をクリーニングに出したら、ジャケットに穴があいて戻ってきた。賠償して欲しいが、スーツはクリーニング業者に渡したくない。

A

クリーニングトラブルの原因

クリーニングトラブルの発生原因としては、大きく3つのケースが挙げられます。①クリーニング業者によると考えられるもの（不適切な処理や画一的な処理など）②メーカーによると考えられるもの（染色堅牢度不足など衣類の問題や取扱表示の間違いなど）③消費者によると考えられるもの（着用による擦れや自然損耗、汗シミなど）です。

クリーニング事故賠償基準

クリーニングトラブルの原因がクリーニング業者による場合には、クリーニング事故賠償基準（以下、賠償基準）を参考に話し合いましょう。賠償基準は、全国クリーニング生活衛生同業組合連合会が作成した業界自主基準で、基本的にはSマークやLDマークのある店舗に適用されますが、多くの中立委員・消費者の代表者の意見を反映して作成されていますので、公平・効率的な消費者救済を図るための基準として広く活用されています。賠償基準では、衣類の種類や購入時からの時間経過で賠償額が決まります。また、賠償金を受けると、事故品はクリーニング業者の物となります。事故品の返還を求める場合は、賠償金額が減額されることがあります。

※Sマーク（生活衛生営業指導センター登録店）
LDマーク（クリーニング生活衛生同業組合加盟店）

クリーニングトラブル未然防止のために

衣類は着用・クリーニングの度に徐々に劣化します。クリーニングトラブルは複数の要素が重なって発生することが多く、原因や責任の特定が困難です。そのため、トラブルに遭わないようにすることが大切です。そこで、①品物を預ける時に、洗濯物の点数、種類、シミの有無、処理方法など必ず**店側と一緒に確認**すること、②なるべく早く引き取りに行き、受け取り後はすぐに仕上がりを確認して、**袋・カバーを外して**光の当たらないところに保管すること（袋・カバーをかけたまま保管すると衣類の変色の原因になることがあります。）、③受付で相互確認や説明をしっかりと行うクリーニング店を選ぶことで、トラブルを未然に防げることが多くなると考えられます。賠償基準は、平成27年10月の改定で、「トラブル発生リスクの高い洗濯物についての説明義務」と「受け取り及び引き渡し時の洗濯物の相互確認」が明文化されたので、店側に積極的に説明や確認を求めましょう。また、賠償等について独自基準を設けている店もあるので、事前に利用店舗のルールを確認しましょう。

本件では、クリーニング業者が非を認め、賠償基準に沿った賠償が行われました。相談者は賠償金全額の受け取りを希望したため、スーツ上下はクリーニング業者に渡しました。



相談員コラム

洗濯の表示が変わります

皆さんは、お買物やお洗濯をするときに衣類に付いている「取扱表示」をしっかりと確認していますか。平成28年12月1日から、取扱表示記号が、日本独自のものから国際規格に合わせた記号が変わります。記号の種類が22種類から41種類に増え、より細かな表示になります。種類が増えると混乱するかもしれませんが、全て「5つの基本記号」（洗い方、漂白剤、乾燥方法、アイロン、商業クリーニング）と「付加記号」（水流の強さや温度）の組み合わせなので、覚え方はそんなに難しくはありません。ま

～表示を知って上手な洗濯を！～

た、重要な変更点として、表示の意味が、今までの「この方法で洗濯するのがよい」から「それより弱い範囲内で洗う」という上限の表示になります。表示より強い作用や温度で洗濯を行うと、衣類にダメージを与える可能性があるので注意が必要です。お気に入りの衣類を台無しにしないためにも、新しい「取扱表示」を理解して、洗濯の時にはもちろん、衣類を買う前にも、家庭で洗濯しやすいか、クリーニング店が利用できるかなどの確認をしましょう。（1、2ページ参照）

新宿消費生活センターからのお知らせ

新宿消費生活センターでは、消費生活に関する知識を習得できる講座を開催しています。

受講者の募集は、広報しんじゅく（毎月5・15・25日発行）及び当センターのホームページでご案内しています。
ぜひご参加ください。 http://www.city.shinjuku.lg.jp/seikatsu/shohi01_150416.html

新宿未来創造財団委託講座

幼児期から高齢期までライフステージに沿って、人や社会・環境に配慮した新しい消費スタイル“エシカル消費（倫理的消費）”や食、環境等の“くらしに役立つ”生活に密着したテーマで開催しています。

～今後の予定～

11月20日（日）確定申告 How To 講座

12月10日（土）子どもや孫に食べさせたい食品選び



夏休み親子講座「お金の教室～親子でクイズと貯金箱工作～」の様子

新宿消費生活センター出前講座

町会や高齢者クラブ等地域で活動する団体のみなさまが消費生活に関する学習会や講座を開催する際に、消費生活相談員を講師として派遣します。

消費生活センターに寄せられる相談事例をもとに、最新の悪質商法の手口から身を守る方法等について、お話しします。

新宿区消費者団体連絡会委託講座

・消費者大学講座（5月～9月）

地域における消費者教育の担い手となる人材の育成を目的として、実施しています。今年度は「暮らしの中のエネルギー」をテーマに、専門家をお招きして全6回の講座を開催しました。

・夏休み親子乾電池作り教室（9月4日）

親子で楽しく乾電池の仕組みについて学んだ後、乾電池作りに挑戦しました。



夏休み親子乾電池作り教室の様子

講座・イベント情報

新宿区内の消費者団体が主催する講座・イベントです。
みなさまのご参加をお待ちしています。

講座・イベント名	講師	日時	費用	主催	申込み・問合せ
1 手打ちそば教室	—	11月17日(木) 10:00～13:00	1,300円 (材料費)	新宿区消費生活モニターOB会	往復はがきで11月4日必着まで。抽選で16名。広報しんじゅく10月25日号掲載。
2 手作りこんにゃく教室	—	12月20日(火) 10:00～13:00	650円 (材料費)	新宿区消費生活モニターOB会	往復はがきで11月25日必着まで。抽選で20名。広報しんじゅく11月15日号掲載。
3 12月学習会 日本の格差を考える ～格差は止めなければ止まらない～	和光大学 現代人間学部教授 竹信三恵子氏	12月23日(金・祝) 13:30～15:30	500円 (資料代)	暮らしを考える会	申込み 暮らしを考える会事務局 電話・FAX 3203-2951（小林）
4 1月学習会 ポスト消費社会のゆくえ ～戦後消費社会の誕生と崩壊の先にあるものとは？～	東京大学 名誉教授 上野千鶴子氏	1月18日(水) 13:30～15:30	500円 (資料代)		

※ 1、2の申込み：往復はがきに「講座名・住所・氏名（ふりがな）・電話番号」を記入の上、下記へ。

〒169-0075 新宿区高田馬場1-32-10 新宿消費生活センター分館内 新宿区消費生活モニターOB会宛て

※会場は、新宿消費生活センター分館（高田馬場1-32-10）

商品の購入・契約などの
トラブルでお困りの
区民の皆様のために

消費生活
相談室

電話番号 03-5273-3830

所在地 新宿区新宿5-18-21 第二分庁舎 3階

相談日 月～金曜日（祝日等を除く）

▶電話相談＝午前9時～午後5時 ▶来所相談＝午前9時～午後4時30分